

「さいたま市週休2日試行工事（受注者希望型）」特記仕様書

（趣旨）

第1条 この特記仕様書は、「さいたま市週休2日試行工事」（以下、週休2日試行工事という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（発注方式）

第2条 本工事は、週休2日試行工事の受注者希望型として発注する。

（対象期間）

第3条 週休2日の対象期間は、現場着手日から現場完了日までの期間とする。

（休日形態の指定）

第4条 受注者は、現場着手前に以下から休日形態を選択し、発注者に通知する。

休日形態	定義
4週8休相当	現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上
4週7休相当	現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満
4週6休相当	現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25.0%未満
実施しない	休日形態の指定を行わない

（経費の補正）

第5条 前条に規定する休日形態により工事を完成させる場合には、次に掲げる経費にそれぞれの補正係数を乗じる。なお、これらの補正は、契約変更により対応するものとする。

休日形態	労務費	機械経費(賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
4週8休相当	1.05	1.04	1.04	1.06
4週7休相当	1.03	1.03	1.03	1.04
4週6休相当	1.01	1.01	1.02	1.03

（計画及び実施状況の確認）

第6条 受注者は、適宜、4週間を単位とした休日取得計画書を提出し、4週間経過後、休日取得実施書を提出する。また、経費の補正前に対象期間全体における休日取得実績報告書を提出する。

（工事成績評定点）

第7条 4週8休相当以上の休日を取得した場合に限り、工事成績評定点において加点を行う。

（その他）

第8条 この特記仕様書に定めのない事項については、『「さいたま市週休2日試行工事」実施要領』に定められているほか、必要に応じて別途協議するものとする。

附 則

この特記仕様書は、令和4年4月1日より施行する。